

田邊元「政治哲学の急務」
—戦後検閲下での意見表明—

氷見 潔

I

田邊元は、1945（昭和 20）年 3 月を以て京都帝大教授の任を定年満了し、同年 7 月、京都を去って、群馬県北軽井沢に予ねて求めてあった山荘に引き移った。これより約 3 年前から、対米戦局の悪化する中であって、田邊は自らの哲学に対する無力感に襲われ、日々の精神的苦闘に、気根尽き果てる思いに沈んでいた。漸くにして、定年まであと一年となった頃、いわば絶望の果てに見出された他力の救済によって哲学的蘇生への希望を得、自らの新たに語るべき哲学を「懺悔道」と特徴づけて、京都帝大での最終年度の講義をその予告に充てたのである。しかしその間にも、田邊の健康状態は決して好転せず、むしろ衰弱の一途をたどっているように見えたという。7 月のその日、去る田邊を京都駅に見送った武内義範は、その時の思いを、後日、次のように述懐している。

昭和二十年七月に先生が京都を去られた日、私は上田〔泰治〕氏等と京都駅にお見送りしたが、帰りの混雑した電車の中で、誰か生き残った者が先生の思想を後世に伝へなければならぬと語り合ったことを、未だに昨日の如くに思ひ出す。その頃私は、先生は恐らく長くは生きてゐられないであらうと憂へた。それほど身心共に先生の衰弱は甚しかったのである。・・・（全集第 9 巻 495 頁）

北軽井沢に移って間もなく、田邊は「終戦」の日をそこで迎えた。史上に前例を見なかった苦難が、今や測り知れないその全重量を以て日本全土に覆いかぶさって来たかのようにあった。だが、田邊の哲学的思索力は、予告に違わず復活を果たした。山間の地での静かな生活で健康を取り戻した田邊は、すぐに筆を執った。そして自らの哲学の復活を告知すべく、『懺悔道としての哲学』を世に出さんがために、精力的に書いた。その年の 10 月にはもう脱稿している（もっとも当時の出版事情から、同書は翌 1946 年 4 月になってやっと、岩波書店から刊行された）。その脱稿に引き続いて、田邊はすぐに「種の論理」の再構成を試みる論攷の執筆に掛っている。そして、これと並行して書き始めたのは、日本国家社会の再建のための緊急提案を意図する、ジャーナリズム発表用の——便宜上「時事論文」と称される——諸論文である。その初めのものは 1945 年のうちにすでに脱稿した。1946 年に入ると、その種類の論文が次々に雑誌に掲載され、翌 1947 年 1 月までの 1 年余りの間に、たちまち数篇を数えることになった。それらを発表期日順に一覧に示せば、次のとおりである。

「日本民主主義の確立」、『潮流』創刊号 1946 年 1 月

「政治哲学の急務」、『展望』1946年3月（1946年1月9日脱稿）

「社会党と共産党との間」、『改造』1946年7月（1946年6月20日脱稿）

「絶対無の立場と唯物弁証法」、『真善美』1946年8月（1946年6月10日脱稿）

「知識階級現在の任務」、『潮流』1947年1月（1946年10月31日脱稿）

これらのうち、その内容からいっても当然の如く、最も大きな反響を呼んだのは「政治哲学の急務」であった。田邊はこの論文の発表後、直ちに加筆を施して1946年4月脱稿、同年6月20日付で筑摩書房から単行本『政治哲学の急務』として刊行している。さらにこれに「社会党と共産党との間」を附録として合冊にしたものが、1947年1月15日付で『改訂版政治哲学の急務』と題して、再び筑摩書房から刊行された。また、「絶対無の立場と唯物弁証法」は、「森宏一氏に答ふ」という副題が付されているとおり、雑誌『真善美』1946年5月号に森宏一が「田邊元氏へ——深刻な憂国の至情について」と題して、公開状の形で「政治哲学の急務」の内容に対する批評を述べたのに対する回答である。

今私たちは、「政治哲学の急務」を敗戦直後の時期に書かれた田邊の時事論文中の最重要作とみなして、そこに語られている内容についての考察に取り組んでみたいと思う。テキストとしては、筑摩書房刊『田辺元全集』第8巻に収録されている「政治哲学の急務」（323-376頁）を用いることにする。それは、『改訂版政治哲学の急務』を底本としているが、上述のとおり「改訂版」とは、「社会党と共産党との間」と合冊にしたからというので、そう呼ばれているまでであるから、「政治哲学の急務」の本文には単行本第1版から変更はない。

II

論文「政治哲学の急務」は、下記の5つの章で構成されている。

第一章 社会民主主義の哲学的課題

第二章 絶対現実即理想の辯証法

第三章 社会民主主義の基礎としての友愛連帯

第四章 友愛連帯の原理としての無の絶対媒介

第五章 天皇制の問題に対する哲学的示唆

第一章の題名が示すとおり、この論文の主要な意図は、日本国家社会の再建の原理となるべき社会民主主義を哲学的に解明することに存する。田邊によれば、社会民主主義とは、その勝れた意味においていえば、「昨日」の原理となりつつある自由民主主義と、「明日」の原理であろうとする社会主義との、それぞれの一面性を止揚する弁証法的総合において成立する高次の思想原理なのである。今、敗戦日本は、民主主義による社会の再構築を求められているのであるが、その民主主義を主唱する者が米国である以上、民主主義とはすなわち自

由民主主義だと解されがちである。これまで世界において、自由民主主義は、個人の自由に絶対的価値を置き、その限りにおいて個々人の間の平等を尊重して民主主義政体を作り出し、そして個人の経済活動の自由を保証することによって、大きな成果を生み出した。しかし自由競争の放任は、必然的に貧富の格差を生ぜしめかつ増大させ、無産者層の貧窮没落は顕著なものとなっている。その意味で、自由民主主義はすでに「昨日」の思想原理となりつつあるというべきなのである。その経緯を、田邊は次のように表現している。

…単に自由の主体として個人が平等であるといふのは、形式的抽象見に過ぎない。それであるから、歴史的現実の或段階に於て、自由平等が統一的に実現せられる如き政治組織が形成せられても、それが動的実践体系である限り、次の段階に於ては最早統一結合が困難となるのは当然でなければならぬ。近代資本主義の発達に伴ひ、市民社会の政治組織が民主主義国家となり、自由主義が同時に市民的平等と相伴って自由平等を保証したのであるけれども、しかし政治的自由は経済的自由競争の結果たる不平等の為に平等を疎外し、それに因り自由平等は分裂して、自由主義的民主主義を破たんし陥らしめつつあるのが今日の現状である。経済的不平等が無産者の生存権をも脅すところに、如何にして政治的自由平等があり得よう。経済的平等に根拠付けられた政治的平等が、始めて政治的自由を保障するのである。…（全集第8巻 335-6頁）

今、敗戦によって大衆皆無一文、明日の生活をも知れない貧窮の極みにある日本の社会に、自由民主主義原理をそのまま適用するのは、とても無理である。日本の民主主義建設にあたっては、経済的平等を保証する「明日」の思想原理たらんとする社会主義を顧慮することが絶対に必要である。しかし社会主義を現実に実践している国を見るならば、そこでは経済的平等が絶対視されるあまり、強度な経済統制が行われ、個人の自由は著しく制限されるかの如くである。社会主義の理論的徹底形態とされる共産主義においては、諸個人の物質的享受機会の完全平等化という、きわめて抽象的な理想が示されているにすぎない。だから日本人としては、社会主義にもまた一面性がつきまわっていることを認識して、自由民主主義と社会主義との両方の長所を総合し併せ持つような思想原理を探求し、身を以て実現にもたらず意気込みを持たなくてはならないのである。つまり自由と平等という、互いに矛盾し合うと見られる両原理を併せ実現する社会民主主義による国家社会の建設に邁進すべきだといふのである。

社会民主主義に基づく国政運営ということなら、つい最近その座に就いた英国労働党政権が、すでに手掛けているではないか、との声も当然聞こえてきそうなところである。しかし田邊によれば、英国労働党の掲げる社会民主主義は、功利主義的折中妥協以上に出でることがない。つまり田邊の見るところ、英国労働党を政権に就けた英国社会の思想状況は、社会政策の浸透による所得格差の是正、分配の適正化を通しての幸福享受の普遍化という、功利主義的要求に支配されている。そこで、英国労働党の理論的指導者たるハロルド・ラスキ Harold Laski の『政治学』も、「科学的分析の綿密精細に於て甚だすぐれたものであるに拘

らず、その功利主義的ないし実用主義的傾向は、哲学の貧困を将来して居ること争ひ難い」（全集第8巻337頁）と酷評されている。そうした英国労働党の立場では、マルクスの社会主義の基礎にある労働価値説、階級廃絶論にまで徹底して批判的考察がなされるということがない。田邊の追求する社会民主主義は、これとは異なって、自由民主主義、社会主義それぞれのいわば哲学的人間観の深みにまで至って、それらとの理論的対決を経たうえでの、弁証法的総合として見いだされるべきものである。そのような弁証法的総合を特徴づける標語として、田邊は、すでにフランス革命で自由、平等と並置されていた「友愛」を採り上げる。友愛連帯の人間関係を随所に作り出していくことが、社会民主主義建設の実際上の基礎となるというのである。

友愛が自由と平等との総合統一を達成する、といえ、あまりにも図式的な、単純化された話であるように聞こえるかもしれない。しかし田邊の心の中には、友愛連帯の具体的な姿として思い描けるものが、たしかにあったのである。冒頭に述べたとおり、田邊は、敗戦の迫る状況下で、超越的他力の救済によって、哲学的思索への絶望からの蘇生を経験したと確信した。その確信には、一つの特徴的な世界観が伴っていた。それは他力すなわち絶対者の救済事業に参加する者たちの形作る協同社会の展望とでもいうべきものである。自己の救済を経験した者は、それに対する感謝報恩の念から、絶対者による相対者すなわち人間すべての救済の事業に参加協力して、他の人間の救済成就のために役立とうとして微力を尽くす。それが還相廻向である。田邊の確信によれば、そうした還相廻向の行によらねば、自己の救済——これを往相という——は確証されない。いや、還相廻向無しには、そもそも往相は成立しない。だから、この時期、田邊の生き方は、往即還・還即往の相互に裏付け合う関係をひたすら反復実証する「行」に尽きたのである。論文を書くことは還相行であり、そしてそのまま田邊自身の往相を表わしているのであった。

さて、そうした人間相互の還相廻向行によって形成される社会には、救済を確信した時期の早い遅いによる先進・後進の序こそあれ、それ以外にいっさい格差は存在しない。ただ絶対者への報恩奉仕に動機づけられた相互教化愛他の活動のみが存する。それはそのまま、諸世界宗教がそれぞれの仕方で表象している人類の普遍的救済の世界像に通ずる。そこに成立する人間関係は、先後の序のみあるということからすれば、兄弟姉妹関係をモデルとして特徴づけるのが分かりやすいといえる。事実、諸宗教の教義においてはそのような傾向が強いといえる。しかし、より一般的に人間の社会のあるべき姿を示すものとしては、友愛連帯の関係と言い表わすほうが適切であるに違いない。つまり田邊は、自らの宗教的体験に必然的に伴っている世界観を、そのまま国家社会建設の政治的方針にそのまま応用する形で、「友愛」を原理とする社会民主主義を語っているのである。そうした事情は、以下の記述からはっきりと見て取ることができるであろう。

……自己を他人の救済に捧げ、他人を救済する絶対者の媒介としてこれに協力する為に還相することなくして、自己の救はれる往相は成立しないといふのが、絶対媒介の弁証法である。救済は単に自己

の脱我に於ける絶対との合一としての観に成立するのではなく、自らを、他一切の魂を救済する絶対者の媒介たらしめる行に成立する所以である。基督の受肉は此還相行の神に於ける原型として、絶対還相といふべきものに相当する。神は最も弱く最も低き罪人悪人の、神に背く魂へさへも愛を注ぎて之を救ひ取る為に、神子の受肉によって人間に降下する。弁証法は此降下即向上なる絶対転換絶対媒介の自覚方法に外ならない。親鸞の浄土真宗に於ける往相廻向還相廻向の教は、此絶対媒介の連帯に於ける友愛の關係にまで具体化せられるべきものであった。既にパウロはキリストを神の長子嫡子とし、而して彼を信ずる一般人間を、神の子として基督と共に神の国を継ぐ幼弟であると解して居る（ロマ書八、一六～一七）。国家の社会民主主義的建設もまたこの友愛の連帯を原理とする。哲学思索の道として弁証法と呼ばれるものは、現実の歴史的社会的形成の原理として友愛の連帯に外ならない。先進指導者が全体の連帯關係に於て後進の教化に還相するといふ兄弟的友愛こそ、自由と平等とを秩序ある平等として統一するものではないか。斯くて自由・平等・友愛といふ標語は、三つの理想を並列するものではなくして、前二者の媒介統一として第三の友愛を立するものと解するとき、それは社会民主主義的建設に対する原理を表はすものといふことが出来る。換言すれば社会民主主義は具体的には、その相対的功利主義的立場を突破して、連帯民主主義友愛民主主義的絶対媒介的立場に超出することにより、始めて弁証法的原理を対自的に自覚するものとなるのである。而してこれを外にして弁証法的哲学の立つべき現実の地盤はない。歴史的实践の現実的地盤は政治の国家建設行以外にはないのである。弁証法的哲学は政治へ還相する政治哲学となるのでなければ、真に具体的なる立場に立つことは出来ない。……（全集第8巻353・4頁）

私たちとしては、田邊がこの時期に至って、日本の国家社会の建設を、原理上、諸世界宗教の表象する全人類共同と一に帰するものとして捉えていることに、注目したい。人々の還相廻向行の織り成す友愛連帯が社会建設を推進するというのならば、そこに創り出される共同体を「国家」という呼称に限定しなければならない理由は必ずしも存在しないようにも思える。社会民主主義は、そのまま全人類共同——「地上神国」といわれたり「仏国土」といわれたりする——の建設に繋がっていてもよさそうである。よしんば、個人がその居住する地域の地理的・歴史的限定とか、あるいは使用する言語——つまり今の場合日本語——による制約とかによって、さしあたりは国家に帰属しての活動に甘んずべき必然性を有しているとしても、個人はいつでもその制限を超えて、絶対者の救済事業に直接参与する全人類規模の還相廻向行の協同に転入することが可能なはずである。むしろ、その可能性を現実のものとする個人が多ければ多いほど、全人類共同の理想は実現に近づくのだと考えることもできよう。個人が可能性として有する超国家性に対する積極的評価を、田邊は次のように語る。

……罪惡の自覚懺悔と共に救済は既に始まって居るのであって、救済の絶対還相は相対的還相を媒介として行はれる。すなわち友愛が救済の証たるのである。国家はこの相対的還相の組織であって、即ち救済の媒介である。しかし個人は同時に国家を超えて直接に絶対還相に与る自立性をも賦与せられ

る。これ世界宗教が民族宗教を超える所以であって、国家の世界的超国家的組織に編成せられるべき根拠もまたここにある。斯かる世界組織の媒介は、直接に絶対還相に与る個人に存するのであって、文化が政治を超越する意味を有するのも此個人の世界性に依る。……（全集第8巻355頁）

宗教的世界像としての全人類の共同への転入という、理念的次元での話だけにとどまっているのでもない。「国家の世界的超国家的組織に編成云々」という表現は、実際の超国家的組織の存在を暗示していて、連合国＝「国際連合 United Nations」の発足という事実が、日本の再建を語ろうとする田邊の心に、すでに重くのしかかっていることを窺わせるといえる。ともかく、田邊が約7年前の論文「国家的存在の論理」で日本国家を「類の応現存在」として説明していたことを思い出してみるなら、今や田邊の思想の中で国家の存在の重さが大幅に減じられてしまっているということに、私たちとしては、それをどう評価するかということは後廻しにして、とりあえず、ある種の感慨を禁じ得ないのである。しかしながら、その存在の必然性が減退したとはいっても、国家は、少なくとも個の救済のきっかけとか足掛かりとしての意味は持ち得るに違いない。というのも、個における救済の自覚とか還相廻向行は、ほとんどの場合、居住する地域が近接し伝統や習慣を共にし、かつ共通の言語を用いる他己との間でまずは起こってくる。組織としての国家が、そういう機会を提供するのだからである。超国家的活動というのは、その個人にとって、次の段階での飛躍であるという場合が多いであろう。その限り国家は、人々の還相廻向行を始動させ、その展開の媒介となるという、便宜的性格を持っている。田邊はそれを「方便」という語で言い表わそうとする。前掲箇所が続く記述を見ておくことにしよう。

……ただ此様な個人の超国家性世界性そのものが、その自覚の媒介として、国家の相対的還相の組織を予想するのであって、友愛が先づ同じ民族の国家成員間に成立し、それに眼醒まされて友愛が世界人類にまで拡充せられるのが自然の順序たる所以である。キリストも、自らがイスラエルの迷える羊の為にのみ遣はされたものなることを言明し（マタイ伝一五、二四）、異邦人伝道の使徒たるパウロすら、ユデヤ人を教化する為には、自らユデヤ人として行ふことを主張して居る（コリント前書九、二〇）。このパウロが、救済せられるべき者の種別に従って、自らその種に属する者となる用意を語るのは、仏教の菩薩道に於けると軌を一にするものであって、絶対普遍に対する特殊相対の媒介を重んずる、具体的なる思想といはなければならぬ。我々はこれに依って、国家が宗教的には教化方便の媒介存在たることを、同時に教へられるのである。アリストテレスも言った様に、国家は単なる生活の為のものではなくして、善き生活の為のものでなければならぬ（政治学、三篇九章）。ところで人間の最もよき生活は、人類相愛の協同教化なる絶対平和の神の国を、地上に建設することより外にはない。人の国（国家）は神の国の媒介たるのでなければならぬ。……（同355頁）

III

全集第8巻編集者である大島康正は、巻末の解説文の中で、「政治哲学の急務」に於ける社会民主主義による国家社会の再建という思想が、戦後になって初めて田邊の心中に上ってきたものではないということを説明して、「この論文および先の『潮流』に発表された『日本民主主義の確立』の底にあるもの、すなはちこの二論文の思想的骨子は、戦後になってから俄かに先生のなかに胚胎した考へ方ではないのである。昭和十九年以来敗戦に至るまでの間に、先生のなかに抱かれてきた考へ方なのである」と述べている。その説明の続きを見るならば、当時京都では、海軍省の依頼により、西田幾多郎門下の俊秀たちの会合が月に一、二回秘かに持たれていた。海軍省囑託の高山岩男（哲学講座助教授）が会の組織者・推進役であり、主要メンバーに高坂正顕、木村素衛、西谷啓治、鈴木成高、そして田邊元（哲学講座教授）や湯川秀樹らもときどき出席した。会は大東亜戦争（太平洋戦争）以前にすでに組織されたものであり、会合では、初めのうちは海軍が陸軍を抑えて戦争の勃発を防ぐための手段を論じられていたが、戦争が始まってからは一日も早い戦争終結をもたらすための方策が論じられた。さらに戦局頓に悪化して「敗戦が歴然としてきた昭和十九年の秋以来、今度は敗戦後の日本の国家社会をどう処理すべきかが、会合の議題となった」という。そして「そのときに先生が、この会合で語られ、またとくに高山先生には文書でも示されて、その意図を政府要人に秘かに伝えてくれと依頼された、先生の考へ方が、上記二論文の底を流れてゐるのである。その一つは、無一物の宗教的立場に徹した友愛連帯民主主義を、今後の日本の方向とすべきだといふ考へ方である」としている（以上、全集第8巻481頁）。

大島自身は、当時哲学講座の副手であったから、会合の庶務係を務め、論議の内容をノートし、整理して、海軍省へ送付する役をしていたという。だから、ここにいわれていることの信憑性は高い。田邊は、迫り来る敗戦を覚悟しつつも、その時に勝者となるべき米国の自由民主主義をも凌ぐ高次の原理によって日本社会を建て直す道を示そうとして語った。日本人にそのことが可能だと田邊が思った、その裏付けとなったものは何だったのであろうか。思うに、田邊は、日本人が長く大乘仏教の思想風土の中に生きている一方、近代以降は西洋由来の哲学思想や科学を広く取り入れてすでに自家薬籠中のものにしつつあるという、国民同胞に対する信頼感を強く抱いており、かつまた自らの他力救済の経験——それを田邊は親鸞の導きによるものと確信した——が、行く手を白く照らす光明と感じられたことでもあろう。負けて国民皆無一物となった時にこそ、それらすべての要素の底力が発揮されるに違いないと信じたのだ。そしてその信じた内容を、敗戦が現実となった直後に、文章にして世に出した。人々の心を慰め励まさんがためである。繰り返し述べるならば、それがすなわち田邊の還相廻向の行なのであった。この時の田邊の姿は、あのバビロン捕囚の亡国時に生きた、旧約の預言者エレミヤを彷彿させるものと、私には感じられる。

とはいえ、田邊が会合で語っていた時と、論文の文章を書いた時との間には、きわめて大きな状況の変化がある。1944年秋の時点で、敗色は濃厚になっていたにしても、被占領という事態まで見通すことはできなかった。米国が完全な勝者となるためにどれほど残酷な報復と懲罰を行なってくるか、予測もつかなかった。社会主義勢力の旗頭たるソ連について

は、中立条約をなお有効とみなす見地から、同国による停戦仲介を期待する声が指導層には強かったという。自由民主主義と社会主義との総合統一の見通しも、まだいくらか楽観的に語り得たであろう。しかるにその後、米軍は諸都市への容赦ない無差別爆撃を続けた揚げ句、広島、長崎に原爆を投下、ソ連軍は裏切りによる侵攻を繰り広げた。それによって日本は「無条件降伏」を余儀なくされ、今や苛酷な占領下に身を置くことになった。だから、田邊が変わらずに社会民主主義による国家再建を説くといっても、それは一年余前と同じ気持ち、同じ調子で、というわけにはもちろんいかない。今必要なことは、まず何よりも被占領の苛酷な現実をしっかりと直視するよう人々に促すことであり、そのうえでなお、征服者たち自身の国家体制の露呈している一面性を逆に克服するような、新しい国家社会を建設する可能性を説くことである。私たち日本人は焦土と瓦礫の山の中からでもそれを行うことができる、といて人々を勇気づけることである。田邊のそういう思いは、いきなり論文冒頭の強い警告口調によって、はっきりと読み取られるのである。

日本は今敗戦国として連合国進駐軍及び極東管理理事会の管理下に置かれ、主権は制限せられて半独立国の悲しむべき状態に陥って居る。政府当局そのものの錯覚に由来するか、或はその責任を逃れんとして国民の眼に真実を蔽はんとした結果に出づるか、それとも自欺と欺瞞との混合交錯に由来するか、を審にしないが、とにかく現実の苛酷峻烈を極める事態が、なほ国民の胸に直接に印象せらるることなく、緩和せられた言語と、甘味を交へた概念とを以て、比較的堪へ易き事態、否、或点に於ては著しく楽観と希望とを懐かしめる如き事情、にすり替へられて居る。……（全集第8巻333頁）

単行本『政治哲学の急務』中表紙の見返しに、田邊は「青年諸君におくる」と書いた。国家社会の再建を願う日本国民の一人でも多くに読んでもらいたい、とりわけ再建活動の中心となるべき若い人たちの、覚醒のきっかけになることができれば、という切実な願いを、そこに読み取ることができると思う。

だが実は、田邊は、この論文の公刊に至る過程で、占領政策の強圧をもろに被り、その実態を思い知らされるような経験をしていた。最初の雑誌に載せるための文章が、ゲラ刷りの段階で検閲に引っ掛かったのである。GHQは、占領の開始後まもなく、かねてより計画されていた言論統制に乗り出し、新聞、ラジオ、雑誌、書籍の事前検閲を、日本全土において実施に移していた。江藤淳の所謂「閉された言語空間」が着実に形成されつつあった頃である。雑誌『展望』の編集者が、田邊の論文のゲラ刷りをCIE（民間情報教育局）に提出したところ、かなりの長文の部分を含めて、全5か所にわたって削除命令が出されたのだという。大島康正は、解説文の中で、それらの箇所を列挙してくれている（全集第8巻478-80頁）。いったいどういう記述に対して削除命令が出されたのか、たいへん興味深いところなので、かなり長くはなるが、ここに書き写させていただくことにしたい。便宜上、①～⑤の番号を付すことにする。

① しかしながら日本の管理に対して漸次今までの米国の指導性が制限せられ、連合国の共同管理なる蘇聯の主張が通った以上は、其結果日本に対する従来の自由主義的な待遇は次第に撤回せられて、独裁的な管理支配が加へられることは殆ど必定といはねばならぬ。若し其様な事態が顕著となるならば、今日保たる半独立国の姿態さへ消滅して、日本は事実上連合国の属領といふ地位に転落しなければならぬ。勿論形式的にはポツダム宣言の範囲内に於て日本国家の主権が維持せられるであらう。しかし実質的には殆ど亡国といふべき状態に落ちなければならぬことも否定せられない。果して然らば最早民主化どころの問題ではないのではないか。極言すれば我々は自己の祖国を失って文字通り無一物の状態に立たしめられることを覚悟しなければならぬのである。勿論斯かる亡国状態は差当り一時の事に属し、賠償の完全償却と共に解消して、再び国家の完全なる独立が回復せられ主権が確保せられる筈であることは、既定の事実といはれる。しかし賠償の完全償却といふ条件は決して生易しいものではないのである。自給の資源を失った上に、外からは産業に著しき制限を加へられ、内には巨億の戦債を抱きて、現に餓死者を出す状態にある我国が、連合国の夫々の要求する賠償を完全に果たすといふ如き課題は、一見解決不可能とさへ見える困難な問題であるといはなければならぬ。之を解決する唯一の望は、現在の産業機構を根本的に革新して、新しき社会組織の下に国を挙げて直接間接に生産に邁進し、特に科学的発見を以て今日の生産方法を根本的に更新するといふことあるのみである。而してこれに対しては、政治の民主化はもちろん必要条件である。

② 前に述べた如く今日日本の管理に関する限り、連合国中米国がなほ指導的地位を占めるから、日本の政治機構の革新に就いて自由民主主義を当然の事として課するのであるが、現に其兆候の現れて居る米蘇の対立は、容易に抜き難き深刻なるものであり、単に利害の相反、感情の対立、政策の反対といふ如き相対的可變的なるものに止まらず、根本に於て両立せざる主義の相違に由来し、原理上此儘では調停を容れざる如き性質のものであると思はれる。極大まかに言へば、昨日の原理たる民主主義と明日の原理たる社会主義とが、今日を支配しようとして相争ひ、勢力の転換が現在既に兆して居るともいふべきであらう。若し此傾向が一段と有力になり、曩に指摘した如く日本の共同管理に独裁的な蘇聯の政策が優勢となるならば、最早問題は単に日本の民主化といふ如き比較的寛大にして自由の余地あるものに止まることなく、経済的管理を根底とする政治の独裁的統制にまで発展否転換することを免れないのではないか。それは現在より遙に社会主義化せられ統制せられたものであることが必然である。斯かる社会主義的統制を以て民主主義の一形態とし、連合国の共同管理に移さるゝも日本民主化に変化はなく、却て可變的弾力性を容れる民主主義に指導せられるものとして歓迎すべきであるといふ如き宣伝は、全く詭弁でしかない。

③ 国亡びて何の文化ぞ。主権危くせられて国体擁護の国民的感情蹂躪せられんとするに際し、自由民主主義何するものぞ。今日の経済生活に於て無産階級が餓死の運命を早晚免るゝ能はざる状態にある時、有産者のみ依然として享樂を恣にすることが出来、芸術文化の受用を楽しむを得るといふ如き矛盾は、如何にして哲学者を奮起せしめないのか。

④ しかし如何に形式上司法裁判の構成に従ふとするも、戦勝国の軍官が戦敗国の要人を裁判するのであれば、司法の中立乃至超越と相容れない所がある。我々が一種の不思議の感じを懐かざるを得ない所以である。或は新しき国際法が現在発生の途中にあり、その制度が未だ完備しない為に、斯かる不適当な処置が実際に行はれるといふべきであらうか。

⑤ 国民が一切を犠牲にし生命財産を国に捧げて悔ゆる所が無かったのは、一に陛下に対する忠誠の致す所であって、軍部は此国民の感情を彼等の為に利用したまでである。此点からいへば〔以下削除指示されず〕天皇こそ戦争に対する責任の帰属中心であると外国人の思惟するのは、決して理由無しといふことは出来ない。

①～③は第一章「社会民主主義の哲学的課題」の、④と⑤は第五章「天皇制の問題に対する哲学的唆」の、それぞれ一部分を成すはずの文であった。①および②においては、田邊は連合国内部の根本的対立に触れ、それが対日本占領政策に変化を来たすことを強く憂慮している。特定の国としては、ソ連が批判対象になっているということは明らかである。面白いことに、田邊は、占領政策へのソ連の容喙を極度に嫌い、その影響力がさらに強まってきた対日本共同管理とでもなろうものなら、経済的管理を根底とする政治の独裁的統制により日本は連合国の従属国という地位に落とされてしまうのではないかと、とまで恐れている。それでいて、②の中にも「昨日の原理たる民主主義と明日の原理たる社会主義」といわれているように、論文全体の中では、昨日的な自由民主主義の代表たる米国に対して、明日の原理を代表するソ連をむしろ高く位置づける傾向が強い。日本再建のために確立されるべき社会民主主義のために、社会主義は進歩的革新的性格をもたらす構成契機とみなされている。戦勝国としてのソ連に対する恐怖感と、そのソ連の代表する社会主義の思想に対する尊敬という、顕著な自己矛盾的態度を、私たちはどのように解すべきなのだろうか。思うに、戦勝国として臨んできている現実の国家ソ連に対する田邊の恐怖感はまったく正常なものである。なぜなら戦勝国ソ連は、社会主義をもソヴィエトをも体現してはいない。その正体に於いてボルシェビズム、スターリニズムの独裁国家に他ならないからだ。しかし田邊は、そのソ連が看板に掲げている社会主義の理念そのものに対する信頼と希望を、決して失ってはならないと考えている。ソ連国家が社会主義の理念を完全に裏切ってしまうとまでは思いたくない。社会主義を標榜する国家は必然的にボルシェビズムに陥ってしまうものとも思いたくない。そんなわけで、戦後日本の多くの知識人たちの例に漏れず、田邊もまた、左への迷いをなかなか振り払い難かったのである。

③では、亡国・主権喪失の危機感が表明されている。しかし、それを削除命令の直接の理由づけと見ることはできないようである。1946年11月25日付GHQ内部資料に「削除と発行禁止のカテゴリーに関する解説」と題するものがあるそうであるが、そこに挙げられている30の削除・発禁対象項目の中に、「日本国の主権制限に対する言及」は含まれていない。また、前に見たとおり、論文冒頭は「日本は今敗戦国として連合国進駐軍及び極東管理

理事会の管理下に置かれ、主権は制限せられて半独立国の悲しむべき状態に陥って居る」という書き出しになっているのに、そこは何の咎めも受けていない。おそらく引っ掛かったのは「今日の経済生活に於て無産階級が餓死の運命を早晚免るゝ能はざる状態にある」という記述の方であろう。なぜなら、上記 GHQ 内部資料の挙げる削除・発禁対象項目の中に「飢餓の誇張」というものがあるからである。

④と⑤は、天皇制を論ずる第五章に含まれるはずの件であったのだから、私たちも次節であらためて取り扱ってみることにしたい。ただ、⑤について、ここでついでに述べておこなうならば、削除指示が不徹底であったため、実はその部分は、削除されずに論文にそのまま出たしまった。大島によれば「そのためにピストルを携行した CIE の兵士が、ジープで筑摩書房に乗り込み、編集者が連れて行かれるといふちょっとした事件が生じた」。そして後からその経緯を聞いた田邊は「腹の小さいやつらですね」といって苦笑した、ということである。もちろん単行本化する時には、この部分も削除された。

IV

論文第五章は「天皇制の問題に対する哲学的示唆」と題されている。天皇のことについて、論文の最終章になって論ずる、という形であるが、田邊は、章の始めでまず、自分がこの問題をたいへん重要視しているということを読者に理解させようとする。そしてそれを論ずることはすなわち当面の政治哲学上の問題全般に対する解決方向を大体において示すことにもなる、ということを示唆しつつ、「天皇制の問題は、私の政治哲学的思想に対する試金石といってもよい。特に国体問題は我国にとって最重大なる問題である」（全集第 8 巻 365 頁）と述べている。「天皇制の問題」と「国体問題」とで、意味される内容はどこまで重なり合い、どこから相違しているのか、審らかではないが、大ざっぱな理解の仕方をするならば、田邊自身の抱いている天皇に対する敬愛の念を省察し闡明すること、およびそれに相応する国憲上の天皇の位置づけを提案することが、ここでの課題として意識されているのであろう。

田邊が、『展望』掲載のための論文原稿を書いていたのは 1945 年末近くから 1946 年 1 月 9 日まで（攔筆年月日を、田邊自身が論文末尾に記入している）であった。だから田邊は、その執筆中に、裕仁天皇の所謂「人間宣言」（1946 年元旦）を知った。憲法のことについては、憲法「改正」の不可避を承知してはいたであろうが、その作業の進捗については、何ら知るところはなかった。だが、46 年 2 月 1 日、松本・憲法問題調査委員会の「試案」が毎日新聞にスクープされた。急遽それをひっくり返したマッカーサーの指令によって GHQ が動いたのはそれから十数日間のことであったが、その経過はもちろん田邊には知る由もない。その頃、論文の方は『展望』編集部の手配により校正の最中で、前述の削除命令への対応も含めて、校了に向けて大忙しであった。3 月 6 日になって、GHQ 案の日本語訳を基調とする「憲法改正草案要綱」が発表されたが、それがちょうど論文の載った『展望』3 月号

の刊行と同じ時期である。加筆を施して単行本化された『政治哲学の急務』は6月20日付けで刊行されるが、ちょうどその日は上記「要綱」が「帝国憲法改正政府案」として第25帝国議会に提出された日であり、帝国議会では衆議院（6月25日～8月24日）、貴族院（8月26日～10月6日）、そして再び衆議院（10月7日、最終修正・追加分）の審議を経て、改正案を可決、「日本国憲法」という名称も新たな「改正憲法」が誕生することになった。単行本『政治哲学の急務』は、新憲法誕生の次第を横目に見ながら、世に広まっていったことになる。

ここで一旦遡って考えてみたいのであるが、1930年代から大東亜戦争直前へと至る時期、「種の論理」によって国家観を形作っていった田邊は、天皇のことをどのように見ていたのであったか。そもそも「種の論理」は、個の道徳的実践の成果として、あるいは個の道徳的意識の目的的相関者として、国家の存在を導き出すことを志向していたといえるのであって、ある意味、そうした志向の完成形態を示しているのが、論文「国家的存在の論理」（1939年10、11、12月『哲学研究』）に見られる「国家は類の応現存在」「国家こそ一切存在の原型」「国家は歴史の主体」といった表現である。種の基体性が決定的に重要視されることによって、そこに語られている「国家」が日本国家限定のものになっているのは明らかであったけれども、基本的にいってそれはあくまで国民国家として性格づけられるべきものであった。だから天皇の気配がそこに感じられることはなかった。「国家的存在の論理」では、田邊は自らの国家論哲学をキリスト教神学と対比し、国家がキリストに相当する、と述べているのであるけれども、個別的人格として国家よりはるかにキリストに合致しやすいはずの天皇については何も語らない。同論文では「天皇」の語は結局一度も出てこないままである。

ところが、場所が変わると趣はずいぶん異なってくる。上記論文と同年の1939年5月10日～6月14日、田邊は、京都帝大学生課主催の「日本文化講義」で、「歴史的現実」と題して前後6回の講演を行なったが、その最終回、次のとおり、きわめて印象的に天皇賛美を語っている。

「人間はゾーオン・ポリティコンである」と云ふアリストテレスの言葉は普通には社会的動物 (social being) だといふ意味に無造作に解せられて居るが、アリストテレスの真意は、人間は国家に於てのみ最高の善を実現する事が出来、最高の生活をなす事が出来るといふことであつた。そして私はその逆に、「善い国家は善い個人を通してのみある」ともいはねばならぬと考へる。併し之は単なる当為を云つてゐるのではないといふ事は繰返して申した所であります。その実例は遠い所に求めなくとも我々の生れた此の日本の国家を考へて見ると、それが既に現実になつてゐる事を認めねばならぬ。抑々天皇の御位置は単に民族の支配者、種族の首長に止まつていらせられるのではない。一君万民・君民一体といふ言葉が表はして居る様に、個人は国家の統一の中で自発的な生命を發揮する様に不可分の組織され生かされて居る、国家の統制と個人の自発性とが直接に結合統一されて居る、之が我が国家の誇るべき特色であり、さういふ国家の理念を御体現あらせられるのが天皇であると御解釈申上げて

よろしいのではないかと存じます。又斯様な内部的な組織の調和は対外的にも調和を伴ふ。それで日本の文化は排他的・閉鎖的でなく統一が開放的な意味を持ってゐる。これがいろいろ難しい解釈のある八紘一宇といふ言葉の意味かと考へます。これは単なる当為や理想ではなく、日本の国家が現実自分の中に実現して居る所である（全集第8巻160頁）。

講演の筆録は、翌1940年6月15日付けで岩波書店から単行本として出された。全集第8巻にはそれを底本とするものが収められているが、私はこの箇所を読むたびに、戦雲深く垂れ込める頃、青年たちを前に熱を込めて説く、田邊のその肉声が伝わってくるように思えて、胸の騒ぎを禁じ得ないのである。だがそれにしても、何とも鮮やかな対照ではないか。理論的な国家論哲学の構築に関しては天皇制に入り込む余地も与えていないはずなのに、若い人たちが激励のための講演ではレトリックも鮮やかに天皇賛美を語り上げる。自己矛盾とも変わり身とも取られかねない、田邊のこうした態度変化を、私たちはどのように解することができるのだろうか。思うに、勝義における——「実践の自己理解」という意味をも含んだ——哲学理論の構築に関する限り、田邊には迷いも動揺もない。田邊は、弁証法の会得、「種の論理」形成と続いた自らの哲学理論構築の過程で、「絶対合理主義」を標榜していた。その意味は、現実が如何に反理性的・非合理的な要因に溢れていても、理性の力で必ずやそれらを克服して合理的秩序を築き上げることを以て、哲学の課題とする、ということである。その姿勢によって貫かれた国家論の中で、非合理的なものに対する称賛が語られることはあり得ない。しかしその一方で、習慣の絆の強さには、田邊を以てしても如何ともし難いものがあったのだ。幼時から躰けられた天皇尊崇の精神と教え込まれた天皇統治の思想は、田邊の心を固く捕らえ、ほとんど自明のものと感じられるほどになっていたに違いない。そしてその精神・思想を、田邊は日本人同胞と共有していると信じていた。そうした事情を、分かりやすさのために、カント哲学の用語を借りて説明してみよう。「日本国家は、絶対無の応現存在である」という命題は、田邊にとって完全にアプリアリな総合命題として妥当する。では、「日本国家は、天皇によって体現されている」という命題はどうであろうか。これもまた分析的ではあり得ないから、一個の総合命題には違いない。ではその総合の根拠はどこに求められるか。田邊自身の幼時からの経験によってそうだと認められているのだから、明らかにアポステリアリというべきであろう。しかし田邊の意識においては、その自明性の見かけのゆえにアプリアリだと思われている。つまり、「日本国家は、天皇によって体現されている」という命題は、田邊において、擬似アプリアリ総合命題を成している。擬似であろうと似非であろうと、アプリアリと思っている以上、田邊はその必然性・普遍妥当性を疑わないから、国家のために有為の青年たちを鼓舞すべき場において、それを高らかに謳い上げることを躊躇わないのだ。

情勢が変化して、天皇制の明日が不確実なものに見えてきたときに、はじめて、アプリアリの呪縛は緩む。その時、田邊としては、自らの抱いてきた天皇尊崇の念を問い直し、そこからあらためて天皇制の将来を展望しようとせざるを得ない。大島康正は解説文において、

田邊は1944年秋以降、件の海軍省依頼による秘密会合の席で、敗戦後の天皇制がどうなるかどうあるべきかについて幾度か発言した、として、次のように述べている。

……そこに於ける先生の考へ方は、天皇は絶対無の象徴で、従ってこの使命を果たすためにまづ率先して皇室財産を一切放棄なさるべきである。占領軍が来て、それに命令される前に、自発的に無一物となられ、国民の生活救済へおあてになることによって始めて、天皇制の存続が可能になるのではないか、といふのであった。（全集第8巻482頁）

その時の発言内容は準備としての意味を持つことになった。そしていよいよ今や、敗戦・占領が事実となり、天皇制存廃の瀬戸際に及んで、田邊は天皇尊崇についての徹底的な省察を行ない、その由来を闡明することに努めた。そのことは、論文第五章の記述から十分に窺われる。だがそれで、田邊が自己における天皇尊崇を再確認し得意を強くしたのか、といえ、率直に言ってそのように読み取ることはいかぬ。むしろ敗戦の日から数か月間の裕仁天皇の様子を観察から、失望感を懐かされ、天皇尊崇の気持ちにかなりの動揺が生じているように見える。しかし田邊としては、強いて疑念や動揺を抑えて、日本の歴史伝統への帰属意識から天皇に対する自らの敬愛——「尊崇」よりは穏やかな表現が、ここは適当であろう——の念を是認し、かつそれを多くの日本人同胞と共有していることを信じて、その上に立って、新しい天皇制の形を提案しようとしているのである。そこで、裕仁天皇個人に対する批判的言辞については後ほど考察することにして、先ず田邊が提案する新天皇制がどういうものであるか、見てみることにしたい。

先述のとおり、占領政策へのソ連の影響力が強まってくると天皇制は廃止されるであろう、と恐れなくてはならない田邊であったが、その田邊にとって、結党間もない日本社会党——社会民主主義建設の中心になる、と田邊が期待した政党——が天皇制維持を掲げているのは、心強い材料であったに違いない。しかし、同党内において強い、英国憲政——不成文であるが——における国王の地位を模倣して、天皇を新憲法内に位置づけようとする傾向に対しては、強い反対を表明している。なぜなら、英国と日本とでは君主と人民との関係の歴史がまったく異なるからである。田邊の考えによれば、「英国憲法に於ける国王の概念は、本来民主主義の人民主権の要求と、国王の至上主権の要求との、対抗的に相対立する二つの要求が、久しき権力争奪抗争の後に、終に人民側の勝利に帰しながら王政廃止に至らず、妥協的に両立せしめられる為に、いはゆる「議会に於ける国王」なる擬制に総合せられた結果生じたもの」であり、現在の英国においては「完全に主権は、人民を代表する議会に所属する」のであって、「国王はただ議会に対し警告し奨励する助言機関としてのみ「議会に於ける国王」の擬制の下に存続せしめられるに過ぎない」という（全集第8巻367頁）。田邊は、そうした権力争奪抗争という見方を、天皇と人民との関係に当てはめようとするのは誤りであるとして、日本人の天皇敬愛の由来とその特性を次のとおり説明する。

……ところで日本の歴史に於ては、天皇は人民と主権を争ふ対抗関係に立たれるのではなく、却て民族の統一的中心として尊敬と信頼との精神的関係を結ばれるのである。現在天皇制の改廃が論議せられるに際しても、国民の大多数がその存続を希望し、それが前述の政党綱領に於ける国体護持の標語として表はされて居るのである。しかしそれでは此国民の感情意志は理性の論理と如何に媒介せられ如何様に合理化せられるか。私はそれが、政党対立の上に超出する国民全体の統一を理念化するものと解することにより、理由付けられるものと思ふ。……（全集第8巻368頁）

日本特有の歴史事情から、天皇は民族の統一的中心として、人民と尊敬信頼の精神的関係で結ばれてきた、ということ、田邊はここで承認して、かつ、だからこそ今日国民の大多数が天皇制の存続を希望していることは間違いない、との推測を述べる。そして、今後においては、天皇は、議会制民主主義において不可避なる政党対立による分裂抗争の弊を超克して国家統一の理念を体現する君主として国憲上に位置づけられるべきだとするのである。「議会に於ける君主」という擬制の下に制約されることは、天皇に相応しくない。天皇は、たしかに、議会の表現する人民主権の内に存在するのでなくてはならないが、同時にまたその上にあつて、議会の意見分裂を国民の統一に帰せしめる中心点たる性質を、あくまでも保持してはならない。天皇における君主権は、人民主権に対して内在にして超越、超越にして内在という関係にあり、天皇は一身においてその両面の媒介統一を表現している。そうした存在たる天皇に相応しい位置づけは、下記のような方針に従つてなされるべきである、と田邊はいう。

……天皇は国民の全体的統一の理念の体現であり、従つて議会の統一点である。主権は国民にあると同時に、天皇に帰向する。天皇は人民主権の民主主義国家に於ける機関たるには止まらぬ。後者を超えてその立法を批准し又後者の分裂に対し警告する絶対統一主体たるるのである。ただ最近の一部の為にするものが、此超越の面だけを抽象し強調して、天皇の理念を歪曲した。今やそれは単に内在でも超越でもなくして、而も同時にその何れでもある具体的統一中心たるのでなければならぬのである。斯くて天皇は無の象徴たる有と解し奉るべきであらう。何となれば矛盾的に対立するものを統一することが出来るのは無であつて、単なる有ではあり得ないからである。天皇の絶対不可侵性はこの無の超越性に由来するものに外ならない。斯く解せられた天皇の象徴的存在こそ、民主主義を容れて而もその含む対立を絶対否定的に統一する原理であるといふべきである。斯かる存在を現実の歴史が根拠付けることは、我国の場合に否定することは出来ぬ。迷信と私慾とによつて捏造せられた国史の附加物を取去り科学的に真実を探求するとしても、我国の歴史に於ける天皇と人民との関係を、対立抗争の過程として解釈し去ることは、何等か先入見を以て臨むのでない限り不可能ではないであらうか。勿論これは今後の歴史研究に委ねらるべき所であるが、少くとも今日の国民の大多数が、天皇制存置国体擁護に於て一致する限り、政治的に此方途が選ばれるべきことは否定せられない。これ民主主義の要求する国民多数決の決定と予想せられるからである。（全集第8巻369-70頁）

ここに「象徴」という語が用いられていることに、あるいは注意を惹かれるかもしれない。しかし、この部分は『展望』に掲載されたときのおりで、決して後から加筆されたのではない。だから「憲法改正草案要綱」を見て、真似をして「象徴」という語を使ったわけではない。また、前記のおり、大島によれば、田邊はすでに1944年の秘密会合で、天皇を「絶対無の象徴」と表現していたという。もともと西洋哲学に親しんでいる者にとっては、天皇の存在を「象徴」という語で特徴づけるのは、まったく自然な着想であったのだ。それよりも、引用部分の末尾に「これ民主主義の要求する国民多数決の決定と予想せられるからである」といわれていることに注目したい。明らかにこれは、国民投票の実施を予期しての言である。田邊はこの段落で、天皇の内在にして超越たる性格に相応しい国憲上の位置づけを説き、後の方の部分では、提案をさらに具体化して、天皇の統一意志が直接に発動される形にならないよう、「対立する政党首領と、極少数の思想言論の代表者等を以て組織せられた諮詢機関」（全集第8巻373頁）を設置すべきである、として、その範をプラトン『法律』篇の夜明け前の長老会議に仰ぐべきだとまでいっている。だが、それだけの用意を示しながらも、天皇制そのものを存続させるか否かについては、国民投票によらねば決められない、と考えているわけである。民主主義確立によって主権は国民のものとなる。その主権者が自らと特別の関係に立つべき君主の存在を許容し得るかどうか、それは主権者自身の意志の表明がなされることによってのみ、決定され得るはずである、というのが、合理主義者田邊の当然の見解であった。

さて、こうして天皇の理念的存在の是認から、天皇制存続賛成の立場を表明した田邊であるが、先にも触れたとおり、一方では敗戦以来数か月間における裕仁天皇の態度に、あまりにもその理念的在り方に反するものを見て失望し、自らの天皇敬愛の念の動揺を隠すことができず、この際、裕仁に対して仮借ない批判を浴びせずにはいられないのである。前掲引用箇所が続く段落が、その内容にあたるのであるが、そこでの田邊の語り口は、裕仁個人に向かって意見している、という趣になっている。それを語る田邊の気持ちを代弁してみるならば、陛下、どうかご自分の置かれた位置をしっかりと認識なさってください、そして天皇本来の在り方に適うべく、ただちにご態度を改めてください、そうすれば私は我慢して差し上げます、というものであったらう。そのように思っただけで読むと、たまらなく切ない。いずれにせよ、その記述は非常に興味深く、かつ重要な問題を含んでいると認められるので、以下に、長文厭わず引用しながら、考察を加えてみたいと思う。

しかし斯くいふのは、天皇が戦争に責任を有されないといふことにはならない。もとより戦争犯罪といふ概念は甚だ問題的なものであって、民主主義政治の構造上法治国の理念に従ひ司法権を尊重し、他の立法行政二権の抗争、或は更にその各の内部矛盾に因する葛藤を、専ら司法裁判に訴へて解決しようとする米国政治特有の思想が、国際的にも司法至上主義を拡充して、戦争を犯罪とし裁判の対象としようと欲する結果発生したものである。とにかくも、日本の天皇が戦争に対し当然責任を負はるべきものとする外国人の意見は、我々の如何ともする能はざる所であって、日本国家が戦争を企画し

計画して之を開始したのでであると解する以上は、その国家の代表として天皇の責任を問ふことは、彼等から観て当然の事であると考へられる。実際にはゆる戦争犯罪者として告発せられて居る要人のみが、戦争惹起の責任を負ふべきものではない。国民の全体がその程度の軽重に於てこそ大差あれ、一様に連帯責任を負ふべきものであらう。然らば国家を代表し国民を統べらるる天皇が、外国に対し戦争の責任を負はれることは少くとも道徳上当然の事であるといへる。私は此点に関する天皇の御態度を、畏多いけれども遺憾とするものである。側近に人無き御不幸を嘆息せざるを得ない。……（全集第8巻370-1頁）

実は、前節で示した、CIEによる削除部分のうちの④は、上掲「……結果発生したものである。」と「とにかくも、……」の間に入るはずの一文であった。今、考察の便のために、それをもう一度掲げてみよう。

しかし如何に形式上司法裁判の構成に従ふとするも、戦勝国の軍官が戦敗国の要人を裁判するのであっては、司法の中立乃至超越と相容れない所がある。我々が一種の不思議の感じを懐かざるを得ない所以である。或は新しき国際法が現在発生の途中にあり、その制度が未だ完備しない為に、斯かる不適当な処置が実際に行はれるといふべきであらうか。

この部分を補って読み通してみればすぐ分かるとおおり、田邊はここでまず、近々開廷予定の極東国際軍事裁判つまり東京裁判に対する疑念を表明している、というよりも、その不当性を堂々と主張している。戦争犯罪——そのうちでも、後に「A級戦犯」と通称されることになる種類のものが考えられているのだが——の概念は、司法裁判の形式に拘る米国の独善性の所産であり、それを裁く根拠となるべき国際法の不備な状況を無視して開かれる法廷は、実際には勝者の敗者に対する報復・懲罰の見せしめの場となるほかないという実情を、田邊は正しく見ていたのであり、それだからこそ、その重要な件りは、削除を食らったのである。田邊が書いていた頃の東京裁判の準備状況はといえば、1945年8月30日に厚木に到着したマッカーサーが早速戦争犯罪人リストアップを命じたのに基づき、間もなく容疑者逮捕が始まり、9月11日東條英機自殺未遂、11月19日キーナン首席検事任命、12月16日近衛文麿自殺、1946年に入って1月22日マッカーサーは「極東国際軍事裁判条例」を布告、同25日には、彼は裕仁天皇不起訴の方針をアイゼンハワー陸軍参謀総長に伝えたのだという。判事の任命が行われたのは2月15日であった。だから田邊が論文を書いていた時点で、マッカーサー主導によって開廷準備が進められるのを見て、戦勝国の「軍官」が裁くことになるのだろうと予測したのも無理ななかった。その後はよく知られているとおおり、裕仁の誕生日にあたる4月29日に28被告に起訴状が手渡され、5月3日いよいよ開廷となった。

CIEによる削除の結果、迫り来る東京裁判に対する田邊の反対意見は闇に葬られ、ただ天皇に戦争責任ありとする議論だけが表に出ることになった。単行本『政治哲学の急務』は

6月20日付けで刊行されて普及したのであるから、それを読んだ者には、あたかも開廷中の東京裁判に裕仁天皇が出廷することを、場合によってはそこで裁かれることを、田邊が求めているかの如くに思われたかもしれない。しかしそれでは、田邊の言いたかったことを正確に捉えたことにはならない。本来田邊としては、東京裁判の不当性は不当性としてしっかり指摘し、それに対しては反対を表明しつつ、その上でなお、「日本国家が戦争を企画し計画して之を開始した」として諸外国から非難を浴びねばならぬ理由はある、と認めようとしたのである。おそらくは「不戦条約」違反というようなことが念頭にあったのであろう。そして、そういう意味での戦争責任を問われるならば、「国民の全体がその程度の軽重に於てこそ大差あれ、一様に連帯責任を負ふべき」であって、今現に出頭を求められ巢鴨に収監されつつある要人たちにのみ責任を押しつけておいて済むはずのものではない、就中、「国家を代表し国民を統べらるる天皇が、外国に対し戦争の責任を負はれることは少くとも道徳上当然」のこととして果たされねばならない、と田邊は国民と裕仁を叱る。おそらくは、ここ数か月間の裕仁の態度からは、国の代表として責任を取ろうとする気持ちを窺うことが、田邊にはできなかったのであろう。田邊はそれを遺憾とし、側近に適切な助言をする者がいない様子を嘆かざるを得ないのである。

しかし、田邊が裕仁天皇の戦争責任というとき、それは対外国のものに尽きるのでは決してない。天皇は国民に対しても戦争責任を負っているのであり、むしろ今は、対国民の責任感を明確に表現することによって信頼を繋ぎ止めることこそが先決である、と田邊は考えている。対外国の戦争責任については、上述のとおり天皇は潔くこれを認めねばならないが、いったん認めたとなれば、相手が諸外国だけに、容易なことでは許してくれず、その追及は執拗を極めてくるに違いない、その時に及んでなお助かる望みがあるとすれば、それは国民挙げての助命嘆願に託される他ないであろう。田邊の心の中に描かれた物事の「筋」は、そのようなものであった。だから極限的事態に備えるためにも、今は何を措いてもまず、天皇として国民に対する責任を痛切に自覚し、態度行動でそれを余すところなく表現して、国民の信頼を揺るがぬものにしておくことが、裕仁にとって緊要である。しかるに、その観点からいっても、裕仁の様子は甚だ心もとない。それを思って、前掲部分に引き続き記述では、田邊の叱りつける調子は、いっそう激しさを増している。

……否、進んで憚なく言ふことを許されるならば、啻に外国に対し潔く責任を負はるるのみならず、国民に対してもまた、現在より一層切実なる責任感の表現を敢てせられることが願はしかったのである。天皇こそ戦争に対する責任の帰属中心であると外国人の思惟するのは、決して理由無しといふことは出来ない。而も国民は敗戦の結果最早失ふべきものなき文字通り無一物の窮状に陥り、生活物資欠乏貨幣価値下落の為に飢餓に瀕して居る。斯かる無産階級の困窮を、同じく無所有といっても有産階級が、経済的不均衡の間隙を利用して現在さまでの窮乏を経験しないのに比するならば、社会の不正言ふ所を知らない。況や復員軍人と戦争犠牲者の遺家族とに至っては、今日殆ど顧みられざる如き思に不満不平を懐く場合少しとしまし。然るに此様な不正を公正に矯正する能はざる政府の無

力は、先づ有産階級の保護を第一に念とするに因るのであって、その帰着する所は皇室財産の保全といふことに存するとさへいはれる。しかし実は何れも無所有の状態に置かれて居るのであって、皇室の御私有財産も国家の支払ふべき賠償に転用せらるること、既定の事実である。然らば何故に斯かる外部からの決定の公表せらるるに先だつて、皇室財産の全部を国家に下附あらせられ、以て国民生活救済の資とすべき御意志を發表せられなかつたのであらうか。若し此様な意志表示を夙くなされたとするならば、それに対する連合国の同意拒絶の如何に拘らず、国民は感謝感激して愈々皇室への敬愛を新にしたであらう。これは国民の感情を荒ましめず和ませる最有力の方途であつたこと疑はれない。国民が絶望不平から自棄反抗へ転ずる恐は今日既に兆して居る。社会民主主義の必要急務もまたこれに理由を見出すのである。しかし其根柢たる友愛連帯の民主主義は、本来無所有無一物の立場から出発することを要求する。これに対しては皇室が先づ率先して無所有の立場を自ら選ばれ、天皇がその本質たる絶対無の象徴として、進んで国民をその無の媒介にまで指導せられることが願はしかつた。己が生命を救はんと欲するものは之を失ひ、己が生命を失ふものは之を保つべしといふ福音の真理は、有即無無即有の弁証法の魂である。陛下の為に之を奏聞する達識の臣、君側に絶対無だったのであらうか。現実には憲法改正の法律的手続で解決せられるやうな事態ではない。安易な法律の処理を超えて、政治の命懸な実践を必要とする危機である。その原理は絶対現実即理想の弁証法より外にはない。これに基く断行のみ、眞の救済に導く。後手へ後手へと廻つて時機を失し、自ら進んで選びとればこそ無が自由の根柢となるのに、それを敢てする信念が欠如する為に、ただ他動的に強制せられて而も無一物に追込まれる窮状に立たされつつ、なほ有に未練がましく執着して、戦争に対する無責任を内外に主張固執せられんとするかに見えるのは、畏多きことながら遺憾といふ外ない。一切を進んで放棄し、国家国民の為に無所有無一物を選びとつて、国民を率先指導せられたならば、国民は感謝感激、必ずや天皇制維持を議会の決議に反映するであらう。此国民自ら選べる君主政体に対しては、それが民主主義の根柢に立つものである以上、連合国側といへども否定するを得ざる所でなければならぬ。其場合に於て陛下御自身が如何に遊ばされるかは、ただ現実に随つて御決断になればよいものと思はれる。先づ其様な点の分別計量を一切御捨てになることが、無の立場に立たせられる所以であらう。私は現在に於てなほここに徹せられる機会あるべきことを信じ、此度こそ時機を失せられ復後手に廻られることなきやう願ひしてやまぬものである。(全集第8巻371-2頁)

前節に挙げた CIE の削除命令箇所⑤は、上掲文中の「……が願はしかつたのである。」と「天皇こそ」の間に入っていた部分である。それをもう一度ここに掲げてみるならば、次のようであつた。

国民が一切を犠牲にし生命財産を国に捧げて悔ゆる所が無かつたのは、一に陛下に対する忠誠の致す所であつて、軍部は此国民の感情を彼等の為に利用したまでである。此点からいへば

この部分が『展望』にはそのまま出てしまつたために一騒動起つた、ということは、前に述べたとおりである。今私たちが見て思うに、これは論文の文脈においては非常に重要性

の高い記述であった。天皇が国民に対して戦争責任を負っているという、その理由を、田邊がこれによって明瞭に説明しているからである。それが削られて、糾弾の矛に毀れが生じているように見えるのは残念なことである。だがそれでもなお、田邊の論鋒は鋭い。裕仁に、何故今、無一物なる在り方を率先して実践しようとししないのか、といて迫っている。人皆敗戦に打ちひしがれて、無所有・無一物の生活苦に喘ぐかに見える現在こそ、かえって人々が私欲に囚われることなく、友愛連帯の国家社会建設に向かう、またとない好機である。天皇が国家の中心であり統治者であるというなら、まず天皇自らが無所有・無一物の中に身を置いて、友愛連帯の構築を率先垂範してしかるべきである。それは、皇室財産の全部を国民生活救済の資とすべく供出するという意志を表明しさえすれば、果たされたはずである。その意志表明を、裕仁は、GHQ から何らかの指示を受けるよりも前に、自発的に行うべきであった。それだけで、人々は、天皇に対する敬愛の気持ちを、十分に新しくすることができたに違いない。しかるに、裕仁は、すでに幾度かマッカーサーとの会見の機会があったにもかかわらず、一向にそうした意志表示をする様子がない。それどころか、自らの財産への執着は、人一倍強いように見える。田邊はそれを怒っている。「後手へ後手へと廻って時機を失し、自ら進んで選べばこそ無が自由の根柢となるのに、それを敢てする信念が欠如する為に、ただ他動的に強制せられて而も無一物に迫込まれる窮状に立たされつつ、なほ有に未練がましく執着して、戦争に対する無責任を内外に主張固執せられんとするかに見えるのは、畏多きことながら遺憾といふ外ない」との件りは、諫言ここに極まりの感を懐かせるものがある。これに続く部分では、「一切を進んで放棄し、国家国民の為に無所有無一物を選びとって、国民を率先指導せられたならば、国民は感謝感激、必ずや天皇制維持を議会の決議に反映するであらう」と述べられているが、ここには、国民投票を予想したと受け取られる前段落末尾の記述からの、或る種の後退が見られるように感じられる。おそらくその通りであって、この件を書いている田邊の念頭には、近い将来に迫る憲法「改正」のことが浮かんできており、改正憲法が国会で可決され、そこに天皇の位置づけが書かれてさえいれば、国民投票という大掛かりな企画をするまでもなく、国民多数の意見によって天皇制維持が認められたものとみなされ得る、という現実的な考えに、田邊は傾いたのであろう。だが、そのようにして天皇制の維持が見届けられたならば、その時点で裕仁は譲位するのがよい、それがいわば正しいケジメのつけ方だと、田邊が思っているのは明白である。

さて、この段落で田邊が語っている内容は、後にマッカーサーの回想録を根拠にして人々に信じられることになった、この時期の裕仁天皇の姿とは、まったく異なっている。マッカーサーの回想によれば、1945年9月27日、最初の会見に現われた裕仁は、自らのために一言の弁明をするのでもなく、戦争の全責任をとると述べ、また飢えている国民のために食糧の援助を願い出た、その態度はマッカーサーを深く感動させた、という。会見の内容はもちろん公表されなかったわけだから、ひょっとすると、田邊は裕仁天皇の心を知る由もなく、うわべだけ見て誤解して悪態をついているにすぎないのだろうか。だが私には、どうしてもそうは思えない。マッカーサーの回想録というけれども、彼も占領政策の最高責任を委ねら

れ、日本国家再建の方向を決定づけるほどの仕事をした人物である。そういう人間の矜持にかけて、斯く斯くの事項については云々にしか語り得ない、といった制限があるのは当然のことだ。別に嘘をついていると思う必要はない。そこへいくと、田邊の文章は、リアルタイム感じたままを、ほとんど相手に対して直言せんばかりの意気込みで書き綴ったものである。彼がそう感じたには、それだけの理由があったはずだ。廉潔の士が、みだりに悪態をついたりするはずがない。先述のとおり、田邊が論文「政治哲学の急務」の原稿を書き終わったのは1946年1月9日だから、田邊は書いている途中で、裕仁天皇が年頭に出した「新日本建設に関する詔書」すなわち通称「人間宣言」を知った。根拠もない推測を許されるなら、あるいは、ちょうど最終章で天皇制を論ずる部分を書こうとしていた時であったかもしれない。「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ」——天皇尊崇の由来を闡明せんとして省察熟考する田邊に、裕仁天皇の方から貴重なヒントを与えてくれたような形である。田邊はそれにしっかり対応せんとするかの如くに、「信賴」「敬愛」を天皇に対する自らの思いを表現する主要な語として用いている。しかし、それでもなお、肝心の裕仁自身の態度が、せつかくの宣言に相応しいものになっていない、自らの言葉を裏切っている、と思わざるを得なかったから、その思ったとおりを書いた論文を出したのだ。ちょうどその論文が出版される頃から、裕仁はGHQの指図に従って国内各地巡幸の旅に出るようになるが、その活動に勤しんでいる姿を見ても、裕仁に対する田邊の評価は変わらなかった。だから6月出版の単行本にも、この第5章はそのまま載せられ続けたのである。

大島康正の解説によれば、単行本『政治哲学の急務』は、1946年のうちに、文部大臣安倍能成を通して裕仁天皇に奉呈された。その結果がどうであったか、について、大島は「間接的に噂としてしか聞いてみない私は、ここに風聞を書くことを控へたい」(全集第8巻482頁)と述べるにとどめているが、家永三郎は、筑摩書房編集者・臼井吉見の言葉を引用しながら、この間の事情を、次のとおり、もう少し詳しく語っている。

『政治哲学の急務』の一冊は、この一節〔前掲「しかし斯くいふのは、……」の段落＝引用者〕を天皇の閲覽に供することを、少くともその重要な目的の一つとして執筆せられたらしく、同書の出版社筑摩書房の編集者臼井吉見氏によれば、

「政治哲学の急務」が単行本になったとき、著者の希望によって、安倍能成文相を通じて、天皇に献上された。しばらくして、天皇が全ページに目を通されたこと、そして、自分は読んだが、さっぱりわからない、ただ天皇は責任上、退位すべきだという一句はわかった。しかし、いろいろ、むずかしい事情もあって、そうもいかないと、おもらしになったとか、うわさとして伝えられた。

ということである。……(家永『田辺元思想史的研究——戦争と哲学者——』法政大学出版局、1974年、245-6頁、臼井吉見の言の引用元は「蛙のうた ある編集者の回想」読売新聞、昭和39年8月7日夕刊)

家永はまた、『図書新聞』昭和 33 年 4 月 19 日号「巷説出版界 その 27」の記述として、次の一節を紹介している。

筑摩書房ではこの「政治哲学の急務」を単行本として出版、唐木順三と竹之内静雄が当時文部大臣だった安倍能成を文部省に訪ね、安倍を通じて天皇陛下に献上した。しばらくして陛下が全頁お眼を通されたこと、そして、陛下が、自分は読んだがどうも皆目わからない、ただ「天皇は退位すべきだ」という一句は分った、しかしいろいろむずかしい事情もあって簡単に退位も出来ない、とおもらしになった、ということが噂として筑摩に伝った。(家永 254 頁)

並べられた数々の耳の痛い言辞については、「読んだがさっぱり分からない」といって片付け、何か不満を懐いているらしいことは、「退位すべきだ」の一句で分かったという。しかし、ちゃんと読んでみたら分かるとおおり、実際には「退位すべきだ」などと明言した一句は、文中どこにも見当たらない。また、田邊が必死になって説いているのは、ただ退位といった単純なことではなく、それ以前にまず天皇として為すべきことは何か、ということである。退位のことについては、いろいろなことに一通りの整理がついた時になって、「ただ現実随って御決断になればよい」と述べて、最終的にはあくまでご自身で決められるべきことだが譲位が望ましい、と示唆するにとどまっている。だから、この文章から「退位勧告」を読み取るためには、全文を相当精読してその趣旨を理解していなくてはならないと思われるのだが、どうであろうか。だが、結果はともあれ、田邊のこの著作は、特にその最終章の内容からいって明らかに、裕仁天皇の手もとに届いてはじめてその著述目的を達成できるものであった。その実現に尽くした筑摩書房関係者や安倍能成文部大臣の労を多とすべきところである。またこういう形で裕仁天皇に直言し得たということで、思想家としての、かつ哲学者としての、田邊元の価値は大いに高まったのであるということができよう。

V

順番は前後してしまっただが、第二章「絶対現実即理想の弁証法」の題名にも用いられている「絶対現実即理想」という語の意味するところについて、私たちは最後に考察することにした。それは奇妙な語ではある。「現実」とは、「現にそうであって、無いことにすることはできない」ものをいう。それにことさら「絶対」という形容語を冠するという発想は、普通にはそう簡単に出てくるものではない、と思われる。ところがそこへ、さらに「即理想」という語が付加される。厳然たる現実であって、いくら「理想とは異なっている」と難じてもどうにもならない、動かし得ないから「絶対現実」といわれるのだと思いきや、何とそれが理想そのものだという。読む者を翻弄しているとも解されかねない、こういう語を敢えて

使うことに、田邊における如何なる必然性があるのだろうか。まず、それがどういう文脈でどんな事態を表現するのに用いられているのか、見てみることにしよう。

第二章では、田邊は、冒頭から、プラトン晩年の大作『法律』篇への賛辞を述べている。田邊によれば、プラトンは、普通にはその最盛時の代表作とされる『国家』篇では、貴族政的理想一辺倒の哲人王政治を語っていたのに対し、『法律』篇に至っては、経験と熟慮に裏付けられて、理想と現実との総合統一による実際的な国家建設の道を示そうとしている。すなわちそこでは、プラトンの考えるスパルタ貴族政的理想とアテナイ的現実の民主政とを総合して、「次善」の在り方による国造りを進めるべきことが、説かれている。「次善」といっても、それは決して折中妥協のことではなく、理想と現実という容易には和解し難い両要因——弁証法の用語では「対立契機」という——を、絶対無的な徹底した総合原理の媒介によって勝義の総合統一にもたらず、ということが意味されている。その考え方は、社会民主主義建設を課題とすべき現在の日本人にとっても、そのまま役立ち得るものだ、というのである。そのように、『法律』篇に見られるプラトンの弁証法を推奨し説き進めていく中で、田邊は次のとおり、「絶対現実即理想」に言及するのである。

……此立場に於ては、科学的認識とそれに指導せられる実践的理性とが、普遍と個別、一と多、静と動、過去と未来といふ如き、如何にするも総合的に統一する能はざる二律背反の矛盾に撞着して支離滅裂七花八裂の分裂に陥り、其極遂に無に帰する極限に於て、却て絶対無に転換せられ、無からの必然的な行にまで限定せられて、他力的行信の立場に復活せしめられることを措いて、外に絶対を証する途はないとせられる。これは外から観察すれば、悟性の分別計量に依る相対的打算の功利主義乃至実用主義と選ぶ所はないやうである。しかし、主体の自覚に於ては其意味は全く異なる。何となれば、斯かる分別的悟性の行詰まり支離滅裂に於て自己を喪失する極限に於て、絶対無の他力に復活せしめられ、絶対現実の退引ならぬ必然として行ぜしめられる実践の内容に、絶対的なものが信証せられるのだからである。プラトンの曩に述べた所の次善が、却て現実に媒介せられた具体的理想に外ならざるは、正に此絶対無の限定に依る絶対現実即理想を意味するからであると解せられる。抽象的な理想主義の立場から観て絶対必然とせられる所は、具体的には却て理想に執はれ、絶対とか神とか佛とかに執着する我性の要求に外ならないのであって、実は相対的主観の分別を脱せざるものである。科学的認識の二律背反の行詰まる所、絶体絶命の極、いはゆる絶対的認識を断念し、抽象的理想を棄てて、不思善不思悪、ただ絶対現実の必然に随ってその要求する所をいはゆる無作の作として行ずるのが、真の理想主義である。プラトンの次善の教は、彼が一生の苦難なる経験に依って獲得した此様な智慧であって、後期弁証法はこれに裏付けられるのである。……（全集第8巻347-8頁）

現実と理想であれ、自由と平等であれ、両立し得ず和解し難い要因の対立矛盾によって、状況というもの、張りつめているのが常である。その中でどういう行動を採ることが総合統一の目的に最も適うのか、人間悟性は分別計量し比較商量する。普通に功利主義的実用主義的打算と呼ばれるのは、そうした分別計量・比較商量に従って行為する立場である。しか

し、人間が真の意味で主体としての自覚の下に行為するには、そうした分別計量・比較商量を超えたところに、究極かつ最勝義の綜合原理の働きを確信し、その働く方向と信じられる方に一致して、自分の行為を向けるのではなくてはならない。プラトンの『法律』篇の中の話为例にとるならば、かのアテナイからの客人が国家建設の秘訣として説くところは、一つ一つの懸案——たとえば土地分配をどうするか、というようなこと——に対して、理想と現実との双方の要求するところを分別計量・比較商量し、勘案斟酌しつつ、最終的には最も優れた綜合原理——田邊的にいえば絶対無——の働きを信じ、それに随順する方向で策を講じて解決していく、ということである。そのように、課題として突きつけられた現実の状況に直面して、その根柢に絶対者の綜合への意志が働いていること、したがってそこにはすでに理想実現が確約されていることを確信し、ひたすらその信念に従って行為する、その主体のいわば行為的突破を基礎づけるものが、「絶対現実即理想」という事態であるといえる。

先述のとおり、社会民主主義建設のための政治的実践としての友愛連帯形成の行為の基礎には、他力救済に与った者同士の相互教化愛他の還相行が存する。だから、絶対現実即理想と特徴づけられる状況も、典型的な形では、宗教的還相行に即して現われてくる、と田邊は考えている。他力の救済を経験した者は、それに対する感謝報恩のため、あるいは自らの救済を証するため、教化愛他の還相行に出でる必然性を有する、というわけであるが、その行を為すべく差し向けられる現実は何なるものかといえ、それは救済以前と何ら変わるところのない、矛盾対立によって張り詰めた状況である。救済前であれば、その中で道徳的に苦闘し、どのように行為しても一面性に陥ってしまう、あるいは、もうどのようにも行為できない、との思いに苦悶の揚げ句、絶望してしまうのを避けられなかった。今、救済を経験した者として、感謝報恩の還相行に出でようとしても、客観的に見れば状況は依然と同じ性質のものである。ただ、主体の自覚において決定的な相違は、救済の他力が確信されているので、今、差し向けられた状況においても、この他力の働こうとする方向がはっきりと感知されて、現実がどちらに動いていこうとするのかが、自ずと見えてきている、ということである。ひたすらその方向性に従って行ずる、ということによって、還相廻向の行が果たされる。これが宗教的行の次元で捉えられた「絶対現実即理想」の有り様である。繰り返す述べるなら、その政治的実践への適用が、絶対現実即理想に裏付けられた友愛連帯形成・社会民主主義建設の行為なのである。前掲引用文に引き続く記述において、田邊は、下記のとおり、古今東西の宗教家の言動を挙げて絶対現実即理想の自覚に基づく行的突破を例示し、それが当面の問題である社会民主主義建設のための原理的認識を与えてくれることを、あらためて注意している。

……かの親鸞の肉食妻帯といふ画期的なる教団革新に対し指針となったといはれる、師法然の、独身にて念仏が唱へられずば妻を娶りて唱ふべく、妻を娶りて唱へられずば独身にて唱ふべしといふ教は（和語燈録卷五）、恰も南泉斬猫や丹霞焼佛といふ如き、禅僧の行履に通ずる思切つて自由な、無執着の立場の絶対現実即理想なる実践的弁証法を、極めて明快に説示するものといはなければならぬ。更

に福音書のキリストは、安息日に麦畑を過ぐる際、弟子達飢ゑて麦の穂を摘み之を食へるをパリサイの徒の非難せるに答へて、「宮より大なる者ここにあり、…それ人の子は安息日の主たるなり」、と云ったではないか。パウロに至っては、右の法然の教と殆ど同じ様なことを、コリント前書第七章に精しく説いて居る。弁証法の統一は有に於ける総合として思惟乃至直観せられるものではなくして、無に於ける無執無着の行的媒介を意味するのである。我々の当面の問題である民主主義と社会主義との統一もまた、斯かる実践的弁証法によって始めて原理附けられる。それは一見さう見えるやうに功利の計量打算に依る自力自信の所産ではなく、却て計量的分別の窮まる所、その絶望壊滅の跡に、他力行的信証として相対即絶對的に成立するものである。……（全集第8巻348-9頁）

このように見てくることによって、「絶対現実即理想」という語を田邊がどのような意味で用いているか理解でき、またそれが社会民主主義建設の政治的实践を説く文脈に適合していることを確認できたように思える。これを以て私たちの考察の目的は達せられたとすべきであろうか。しかし、実のところ、私はなおシックリしないものを感じている。それというのも、「絶対現実即理想」という言葉や文字の与える語感が、田邊の説明で中心を占めている行的突破の敢為性と、どうにもそぐわないように思えるからである。「現実」という語がすでに「動かし難い、拒否できない」というニュアンスを含んでいるのに、それに「絶対」と付けるならば、それはよほど強大な権力によって押し付けられて、否応なしに受容を迫られている、という印象が強くなる。さらにそれを「即理想」というならば、強いて、それを受け入れるならば理想の実現が確約される、あるいはその強制的現実そのものが理想の顕現である、との希望をもって、それを甘受しようとする態度が連想される、というべきであろう。つまり、「絶対現実即理想」は、その言葉と文字に即していう限り、私たちにもっぱら権力屈従の受動性を印象づけるのである。田邊は、「絶対」を「救済の他力」、「即理想」を「他力への信」と、實際上置き換えることによって、前述のような用い方をしているけれども、田邊自身が少なくともこの語を採り入れる、そのときには、文字通りの意味で受け取る、そういう心理状態にあったのではなかつただろうか。絶對的な権力による規制を意識し、しかもその状況を受け入れることを以て、かえって今後における理想実現への出発点と心得たい、そんな気分を自身のうちに敏感に自覚したからこそ、自らを实践へと励ます意味においても、「絶対現実即理想」という言葉を発せずにはいられなかつたのだ。でも、それを論文の文脈の中で用いるときには、上述のとおり、もう意味をズラして、絶対他力による救済の境地を表現する語として用いている。もちろんそれは、意識してのことではない。「絶対現実即理想」という語が、田邊の著作の中で用いられた期間は、そう長くない。北軽井沢への隠退後すぐに書かれた「懺悔道としての哲学」（1945年10月脱稿）の中には「絶対現実」という語が数か所出てくるだけである。だが続いて執筆された「種の論理の实践的構造」（45年末脱稿、後に加筆された単行本は『種の論理の弁証法』と改題）で政治的实践と密接に関連づけて「絶対現実即理想」の語が用いられると、さらに続く「政治哲学の急務」（46年1月9日脱稿）で、見られたとおり、それはたいへん重要な用いられ方をするに

至る。次の「社会党と共産党との間」（46年6月20日脱稿）でも、最後の方の重要な箇所
で「絶対現実即理想」が語られている。それらに続いて今度は宗教的行そのものを主題に取り
上げる論文がいくつか書かれるのであるが、先ずその第一「実存の単独性と無の社会性」
（46年9月19日脱稿）、および第二「宗教の倫理性」（46年10月6日脱稿、後に単行本
に所収の際「愛の当為と社会的実践」と改題）で、「絶対現実即理想」はなお、重要な役割
を果たしている。ところが第三「プラトニズムの自己超越と福音信仰」（46年10月22日
脱稿）になると、にわかにはその影は薄くなっている。さらに48年5月に出て、この時期の
田邊の代表作となった『キリスト教の辯證』においてはもうほとんど目立たない。そしてそ
れ以後の著作からは姿を消していく。つまり、田邊は、「絶対現実即理想」の語を、1945年
秋以降から使い始めて、46年秋頃まで好んで使った。それはいったいどのような時期であ
ったのだろうか。

今ここにいうまでもないことであるが、1945年8月30日、ダグラス・マッカーサーの
厚木到着と共に、GHQの占領政策は着々と進行した。検閲が実施され、たちまち日本全土
が「閉された言語空間」となった。46年には2月に入ってからGHQの急激な動きに急
き立てられて、6月から「憲法改正案」の国会審議がなされ、10月7日に可決、11月3日
に新憲法公布が行われた。すなわち、これまた江藤淳のいうところの「一九四六年憲法」に
よる拘束体制が完成したのである。田邊は、まさにこの時期、世間の気運を敏感に察知し、
自分ももちろんその中に身を置いているとはっきり分かったからこそ、「絶対現実即理想」
という語を使う気になったのであろう。置き換えず、ズラさずにいえば、「絶対」とはGHQ
の権力のことであり、「即理想」とは、それがすなわち民主主義という人類普遍の価値の顕
現にほかならない（と信ずる）ということである。先述のとおり、田邊自身、検閲の厳しき、
削除命令の容赦のなさを経験させられた。そこは屈従する以外にない。だが、規制を規制と
して甘んじて受けつつ、許容される範囲で「自由に」言論すれば、理想の民主主義あるいは
社会民主主義の実現への希望が広がってゆく。ひたすらそれを信じて書いた。それが1946
年の田邊であった。だから、田邊自身の意図がどうであったかということを超えて、私たち
が田邊の思想を研究対象として見ようとするならば、「絶対現実即理想」は田邊流の新憲法
受容の心構えを示している、と捉えなくてはならないであろう。

一九四六年憲法には、どのようなことが定められているか。最もポピュラーなものが第9
条「戦争放棄」であることは、いうまでもない。それは、占領軍最高司令官マッカーサーが
あらん限りの懲罰意志を込めて「国の主権としての戦争を廃棄する War as a sovereign
right of the nation is abolished.」とノートに書きつけてケーディスに渡したところから始
まっている（「国」というのに、“state”ではなくて、同時に「国民」をも表わす“nation”
が用いられていることにも注意！）。憲法の条文らしくするために、どこかで見た条約の文
に似せて体裁を繕ったものの、素性は隠し切れない。第2項がくっついて離れないのだ。

「国の交戦権は、これを認めない」——一国の憲法で、自分たちの国がよその国と交戦する
権利を「認めない」と、国民自身が宣誓しているという、世にも珍妙な一句で結ばれている。

最高司令官の懲罰意志は貫徹されたのだ。「国破れて宮刑在り」とは、よくいったものである。

田邊があれだけ心配していた天皇制存続のことは、第 1 条であっさりケリがついた形になっている。前にも触れたが「象徴」という語の意味云々はさして問題ではない。重要なのは、「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」という件りである。「日本国民」は主権者になった。でもその国の主権は取り上げられたのではないのだろうか。主権なき国の主権を、「日本国民」は、どのようにしてか、いつの間にか、とにかく与えられたのだ。しかもその「日本国民」は、「総意」によって天皇に地位を認めるのだという。本人たちに何の断りもなく「総意」とは何事であろうか。もっとも、この語が用いられたことについては、GHQ に直接の原因があったわけではない。GHQ 原案では、そこは「天皇はその地位を人民の至高の〔＝主権者としての〕意志より承け *deriving his position from the sovereign will of the people*」であったのに、国会に出てきた政府案では「日本国民の至高の総意に基く」となっていた（国会審議で「主権の存する日本国民の総意に基く」に変更）。つまり、日本人の方で気を利かせて、何と、全体主義時代にまったく無定義にムード的に使われていた語を、また持ってきて付け加えたわけなのだ。文字通りの「総意」——全員一致の意志——など、多人数の集団で成立するはずがない。ただ、国民投票を行なって出てきた多数意見をもって「総意」とみなす、といった約束がなされていて、はじめてその語は意味を持ち得る（おそらく有効期限についての約束も必要だろう）。そういう意志表示も意志確認もなされる見込みのまったくないままに、「総意によって」と書きつけられてしまった「日本国民」とは、いったいどんな存在であり得るといえるのだろうか。宮されたる国の、宮されたる民は、その主権者としての総意によって、宮されたる象徴を押し戴く。宮されて人畜無害になったと認められた者が、そのご褒美に或る程度の地位と権限とを与えられたとき、その者を「宦官」と呼んだのだそうである。

第 1 条、第 9 条に比べると話題になることは少ないであろうが、第 10 章「最高法規」中の第 97 条も、一九四六年憲法のうちでたいへん重要な位置を占めている。それは全体の末尾の方であって、総括的な意味をもつとみなされ、また、同憲法を「不磨の大典」と心得るべき必然性を、強く人々に印象づける働きをしている。

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

この条文が、当初 GHQ 案では第 3 章「人民の権利及び義務」の第 10 条に位置づけられていたのに、最終的にはこの位置になった、その経緯については、専門研究者たちによる議論があるそうだが、それには立ち入らないとして、確定された条文を見て、普通の感覚の人ならすぐ、ものすごい上から目線で日本国民は見下ろされている、と気づくであろう。この

憲法は日本国民に基本的人権を与えている、それは日本国民が自ら勝ち取ったものではなく、人類が永年かけて獲得してきた成果であって、それを、憲法を通して日本国民に恵与するのである、だから日本国民はこれをありがたく受領し、その貴重な仲立ちたる憲法を今後将来決して侵すことがあってはならぬ、と憲法自身が人類の権威を背景にして、日本国民に厳命しているのである。もっとも、条文がここまで権威主義的な響きを帯びるに至った原因の一半は日本側にある。GHQ案では条文の始めの部分は“**The fundamental human rights by this Constitution guaranteed to the people of Japan are fruits of the age-old struggle of man to be free;**”となっていたのだから、「自由になろうとする人間の永年の努力」の成果である、というほどの意味だったのに、日本人が気を利かして「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」としてしまった。日本語の感覚からすれば、「人類」といえば、そこに国家の上にある普遍的共同社会が、或る種の神聖さを伴って、想定されざるを得ない。田邊がいうところの、「種」を超える「類」である。しかも当時の状況においては、それはすでに理念上の存在というにとどまらなかった。現に「国連」を形成しつつある連合国は、日本に対して、当然の如く人類社会を代表して臨んできている。GHQは、そのまた代行者として、現地処理の全権を託されているのだ。それで、日本人への人権賦与というこの仕事に、一番具体的な働きをした人を挙げてみよ、といわれれば、GHQ民生局内・憲法起草委員会の人権小委員会の、例えば、ベアーテ・シロタの名が浮かぶであろう。

以上のような新憲法の成果を、心の準備のあった田邊は、まったく抵抗なく受け入れることができたであろう。実際その内容は、田邊が考えていたことと概ね一致していたに違いない。戦争の痛切な反省に基づく平和主義が確立された。天皇の位置づけは、田邊が提案していたものとはやや異なるが、はっきりと人民主権との関係でそれが語られているという点において、了承できるものであったと思う。国民投票はなされなかったが、先述のとおり、議会での多数による承認で代替できるという考えを、田邊は持っていたようである。「総意」という語が用いられたことについては、不問に付したようだ。そして何よりも、「類」の普遍的価値としての人権が国民に付与され、社会民主主義建設のための法的枠組みも整えられた。「絶対現実即理想」との信は裏切られなかったのである。しかし、田邊自身は意識しなかったにしても、ここで田邊の哲学的思索から、国家を国家として問う力は決定的に奪い去られたのである。上に見られた通り、一九四六年憲法は、日本国家から主権を取り去ってにおいて、「日本国民」を主権無き国家の主権者に仕立て上げた。「日本国民」は自分たちの国家を国家として語ることを放棄させられたうえで、国家の主権を授けられ、人類普遍の価値たる人権の享受を許された。この憲法を抵抗なく受け入れた田邊もまた、必然的に、従来のように日本の国家を主題的に語るということができなくなってしまう。漠然とではあるが、田邊自身にも、そうなる予感があったのであろうか、先に見たように、「政治哲学の急務」の中で、国家を人類社会や国際組織に対して従位的に、方便的な存在として位置づけるような記述をもしている。とはいえ、同論文における限りは、田邊は従来どおり、国家について熱く語る論者であった。あくまで「国家社会」の建設を社会民主主義によって行なえ、と力

を込めて書いている。森宏一は、田邊のその論文に対する批評を書いたとき、題名を終始、「国家哲学の急務」と言い間違えていたほどである。でも、そのように間違えられるほど国家論的な田邊の論文は、それが最後ということになった。以後も田邊は、理想の社会建設について語り続けるけれども、そこに描かれるのはもっぱら宗教的共同体をモデルとした人間相互の関係であり、国家がそこに占めるべき位置は次第に無くなっていく。田邊の著作から、国家はフェードアウトしていく、とでもいったらよいのであろうか。